

許は、特許法第29条柱書きの規定に違反してされたものであり、同法第113条第2号に該当し、取り消されるべきものである。』との理由により、本件特許を取り消す決定（「本件取消決定」）をしたので、原告は本件取消決定の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

争点は、発明該当性の判断の誤りの有無である。

本件特許発明1は、構成要件A～Gに分説すると、以下の様に示されるものである。

【請求項1】

- A お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、
- B 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、
- C 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、
- D 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、
- E 上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、
- F 上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とする、
- G ステーキの提供システム。

判示事項

1 取消事由1（本件特許発明1の発明該当性判断の誤り）について

1.1 本件特許発明1の技術的意義について

本件特許発明1は、お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供することを目的（課題）とする。そして、本件ステーキ提供方法の実施に係る構成（構成要件A）により、お客様が好みの量のステーキを食べることができるとともに、少ない面積で客席を増やし、客席回転率を高めることができることから、ステーキを安価に提供することができる。また、本件計量機等に係る構成（構成要件B～F）により、お客様の要望に応じてカットした肉が他のお客様の肉と混同することを防止することができる。

1.1.1 構成要件Aについて

本件ステーキ提供方法は、「お客様を立食形式のテーブルに案内するステップ」、「お客様からステーキの量を伺うステップ」、「伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップ」、「カットした肉を焼くステップ」及び「焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップ」を含むものである。

本件明細書には、これらのステップについて、（中略）と記載されており、人が行うことが想定されている。そして、本件明細書には、これらのステップが機械的処理によって実現されることを示唆する記載はなく、また、そのようにすることが技術常識であると認めるに足る証拠はない。

そうすると、本件ステーキ提供方法は、ステーキ店において注文を受けて配膳をするまでに人が実施する手順を特定したものであると認められる。

よって、本件ステーキ提供方法の実施に係る構成（構成要件A）は、「ステーキの提供システム」として実質的な技術的手段を提供するものであるということとはできない。

1.1.2 構成要件B～Fについて